

補聴器の使用を検討中の皆様、 そして、ご家族等の周囲の皆様へ。

[ポイント① 専門家の意見の事前把握]

★ 補聴器の購入の前に専門医に相談しましょう。

★ 補聴器は、「認定補聴器技能者」などの専門知識・技術を持った者に調整(フィッティング)してもらうことが効果的です。

★ 専門知識・技術を持った者がいる販売店(認定補聴器専門店など)もあります。

【専門医に相談しない場合のデメリットの例】

- 1) 耳の炎症の治療を優先すべき場合など、購入の必要のない補聴器を購入する可能性があります。
- 2) 不必要に大きな音量の補聴器を使用し、症状が悪化する可能性があります。
- 3) 期待された効果が出ない可能性があります。

【補聴器の購入・利用の一般的なイメージ】

- 1) 医師の診察を受けます。
- 2) 補聴器販売店に相談し、調整を受けて自分の聞こえの状況に合う補聴器を購入します。
- 3) 生活を送る中で、必要に応じ、再度調整を受けます。また、聞こえに変化が生じた場合は、改めて医師の診察を受けます。

[ポイント② 契約を締結する前の心構えなど]

★ 店舗で補聴器を購入した場合や通信販売の場合、どれだけ高額の商品であったとしても、基本的に「クーリング・オフ」は適用されません。

【クーリング・オフの基礎知識】(ハガキの書き方は裏面を参照。)

- 訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引及び訪問購入については、法定の申込書面又は契約書面を受け取ってから一定期間内であれば、クーリング・オフができます。
- 通信販売の場合、「返品は受け付けません」、「返品の場合は商品到着の翌日までの連絡厳守」等の特約を広告等に表示していない限りは、いわゆるクーリング・オフではありませんが、購入者が商品を受け取ってから8日以内であれば、売買契約の解除が可能ですが(送料は購入者負担)。

★ 難聴の方は、耳が聞こえにくいことで、契約締結などの際に支障が生じることもあり得ます。周囲の方の支援が重要です。

(周囲の皆様にご理解いただきたい難聴の基礎知識は裏面を参照。)

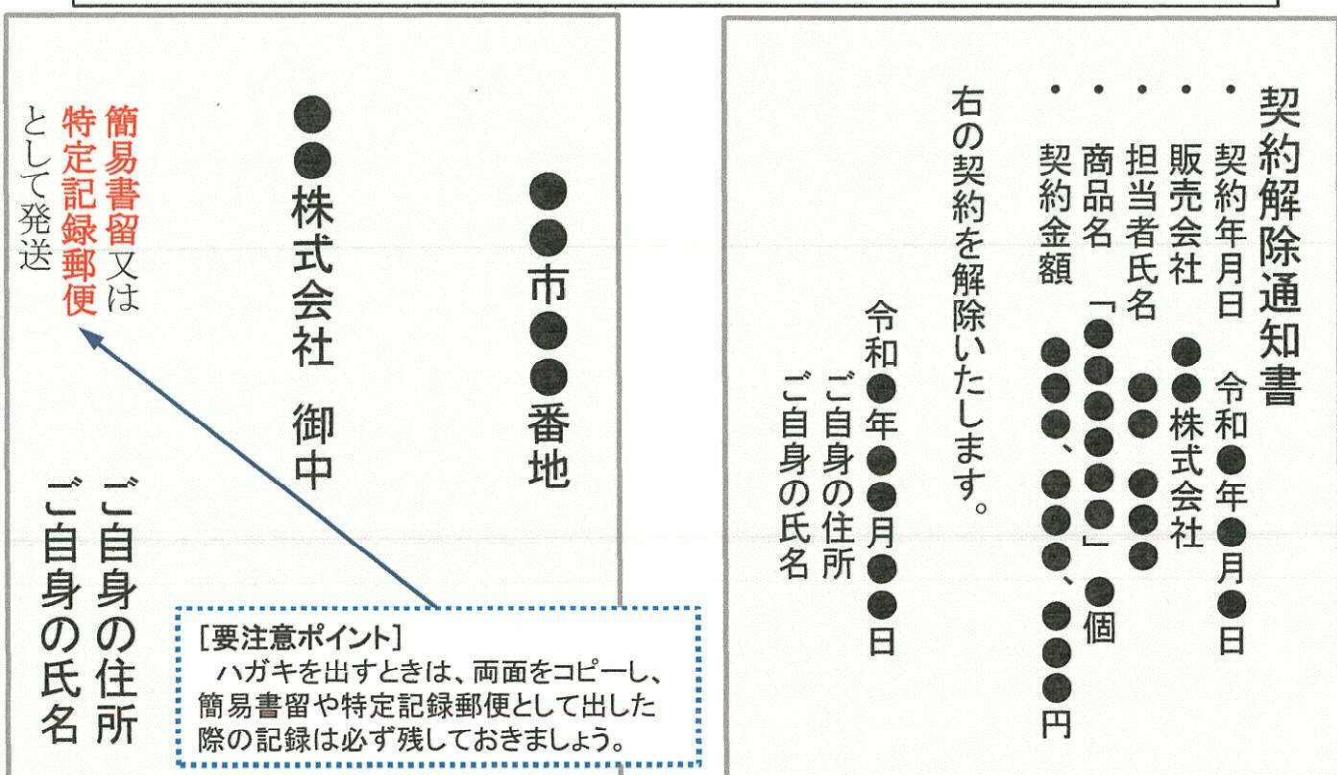
おかしいと思ったら。
心配なことがある場合は。

- 一人で悩まず、**消費者ホットライン 188**
(局番なしの3桁番号) 等の関係機関にご相談ください。

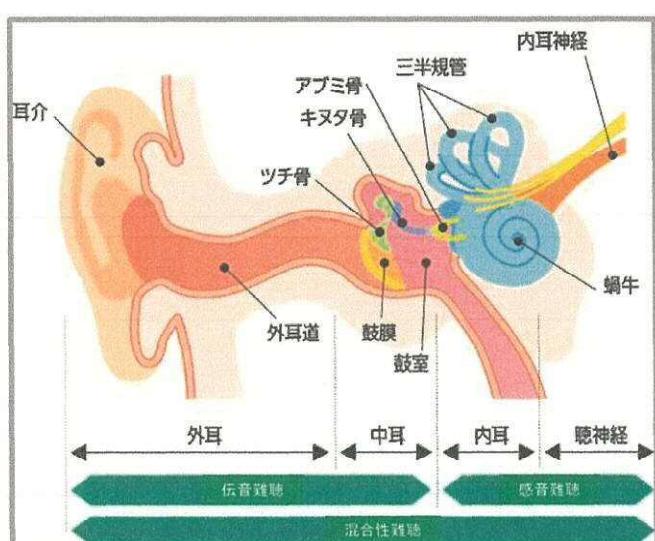
作成取りまとめ：消費者庁消費者政策課（電話：03-3507-8800（代表） FAX:03-3507-7557）

コラム：更なる理解のために。

[クーリング・オフを通知するハガキの記載イメージ]



[難聴の類型と補聴器の効用]



伝音難聴とは。。。

外耳や中耳の損傷や炎症によって起こります。音量を大きくすれば聞き取りやすくなるので、補聴器の使用が効果的です。

感音難聴とは。。。

内耳・聴神経・脳の中権などの感音系の障害によって起こります。年齢が進むにつれ、または大きな音を聞きすぎたりすると、蝸牛の有毛細胞の数が減少するなどして機能が低下します。小さな音が聞き取りにくい、大きな音が響く・ひずむ、聞こえても言葉の意味が分からぬなどの症状が現れます。

しかし、最適な補聴器を選定し、適切に調整(フィッティング)をして使用すれば補聴器の効果が期待できます。

混合性難聴とは。。。

伝音難聴・感音難聴の両方の症状が現れます。中耳炎が悪化して内耳が障害を受けた場合を始め、いくつかのケースがあります。感音難聴と同じく最適な補聴器を選定し、適切に調整(フィッティング)をして使用すれば補聴器の効果が期待できます。

(別紙)

補聴器購入に当たっての注意喚起資料の周知について（御協力のお願い）

日頃から、消費者行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。当庁におきましては、令和2年1月29日付で標記資料を別添のとおり公表いたしました。

当該資料では、補聴器関連でお寄せ頂いている消費生活相談の内容なども勘案し、以下のような注意喚起事項を掲げています。

- ① 補聴器の購入の前に専門医に相談すべきであること。
- ② 補聴器は、「認定補聴器技能者」などの専門知識・技術を持った者に調整（フィッティング）してもらうことが効果的であり、専門知識・技術を持った者がいる販売店も存在すること。
- ③ 店舗で補聴器を購入した場合や通信販売の場合、どれだけ高額の商品であったとしても、基本的に「クーリング・オフ」は適用されないこと。
- ④ 難聴の方は、耳が聞こえにくいことで、契約締結などの際に支障が生じることもあり得るため、周囲の方の支援が重要であること。

当庁としましては、これらの情報については、高齢者や聴覚障がい者の方を始めとする補聴器の購入・使用を検討している方々に対し、様々なルートから周知啓発が図られることが重要と考えております。

つきましては、業務御多忙のところ、誠に恐縮でございますが、皆様の機関の構成員の方々への周知などに御配慮いただければありがたく存じます。よろしくお願ひいたします。

【資料を掲載している当庁のウェブサイト】

●当該箇所には、これまでのものを含め、「消費者行政かわら版」も掲載しています。

併せて参考にして頂けますと幸いです。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_021/

【資料についての問合せ先】 消費者庁消費者政策課 澤野

電話 03-3507-9197（直通）

FAX 03-3507-7557